

令和4年12月 第3回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和4年12月7日（水曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和4年12月7日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	山本勝憲君	事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	保険環境課長	宮原良之君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 委員会報告

1 総務厚生委員会

【その他報告】

(1) 佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事業業者選定に係る進捗状況について

日程第4 議案第77号 工事請負契約締結の件

(令和4年度 佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事)

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長 (淡田 邦夫 君)

おはようございます。

ただ今から、令和4年12月第3回佐々町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

皆様おはようございます。

本日、令和4年12月佐々町議会の第3回の臨時会の招集をお願いいたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、案件につきましては、工事請負契約締結の件ということで、令和4年度の佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事の1件でございます。どうぞ御審議を賜りまして御決定をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長 (淡田 邦夫 君)

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長 (淡田 邦夫 君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、1番、平田康範君、2番、川副剛君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長 (淡田 邦夫 君)

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期については、配付しておりますとおり、議事日程表のとおり、12月7日、本日1日間にしたいと思います。

日程についての説明を行います。

はじめに委員会報告です。総務厚生委員会の報告を委員長からお願いいたします。次に、議案第77号の1議案です。その後閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

お諮りします。本日の臨時議会は、12月7日、本日の1日間に決定することに異議ありません。

んか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時議会の会期は、12月7日、本日1日間に決定いたしました。

— 日程第3 委員会報告 —

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第3、委員会報告に入ります。

総務厚生委員会の報告を委員長からお願いいたします。

6番。

(総務厚生委員長 登壇)

6 番(阿部 豊 君)

6番、阿部豊でございます。私のほうから、総務厚生委員会の報告をさせていただきます。令和4年11月25日金曜日に総務厚生委員会を開催いたしております。出席者は全員でございます。

本日は、所管事務調査案件ではなく、その他の報告で本臨時会の内容であります佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事事業者選定に係る進捗状況について報告を受けておりますので、その内容のみ報告をさせていただきます。

まず、保険環境課から請負事業者選定について報告を受けております。

今回、総合評価方式という方式を採用されたと。まず、その総合評価方式とは、発注しようとする工事内容が高度であったり複雑である場合には、入札価格のみならず、入札参加希望者から技術提案を加味して、契約の相手方を決定する入札方式を総合評価落札方式あるいは単に総合評価方式ということでございます。

今回、本町の要求する入札条件書及び要求水準書を満たす条件で、公募による総合評価一般競争入札による落札者を決定という流れでございます。なお、本町の要求する入札条件書及び要求水準書又は総合評価方式に至る技術面等の支援として、コンストラクション・マネジャーの指導を受けたとの説明を受けております。

次に、総合評価方式の審査委員会要綱制定及び委員会の設置を7月に行ったと。委員としましては、委員数が6名、うち学識経験者が2名という内訳でございました。

審査の内容報告を受けております。技術評価得点及び価格評価得点の合計で採点を行ったと。

また、委員会は、入札書提出及びプレゼンテーションの同日に開催をし、11月8日に行ったということございました。

次に、公告が7月22日に行われておりますけれども、公告から落札者の決定、11月24日までの経過説明を受けております。経過の中でポイントとしましては、発注条件に係る第1回質問受付を、7月22日から8月1日まで、回答においては8月8日というスケジュールで行われておりますが、その際、2社から18項目の質問、やり取りを行ったということございました。

その後の入札参加資格確認書等及び誓約書提出受付期間が、8月8日から17日まで行われておりますが、結果として、1社のみ提出であったということございました。結果、その後の現地説明会、第2回質問、見積設計図書等の提出、入札書提出及びプレゼンテーションまで1社のみということございました。

そして次に、今後のスケジュールの説明を受けております。現状調査・実施設計業務が令和4年12月から令和5年7月まで計画されております。諸々の流れで、最終的には性能試験、令和7年2月までの説明を受けました。

今後のスケジュールのポイントとして、今回、これまで町としては、工事期間中、外部委託処理ということ計画されておりましたが、今回は外部委託処理をせず、片炉運転を行いながらの工程ということでございます。

次にその他、基幹的設備改良工事後のプラン、新設・更新・改修範囲図等の説明を受けております。総務厚生委員会としましては、調査ではなく、今回その他報告の報告ということでございますので、以上の概要でございます。

(総務厚生委員長 降壇)

議 長 (淡田 邦夫 君)

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第3、委員会報告を終わります。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第4 議案第77号 工事請負契約締結の件

(令和4年度 佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事) —

議 長 (淡田 邦夫 君)

日程第4、議案第77号 工事請負契約締結の件、令和4年度佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

(議案第77号 朗読)

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

保険環境課長。

保険環境課長 (宮原 良之 君)

それでは、議案書1枚めくっていただいて、別紙のほうをお願いいたします。

内容のほうを読み上げさせていただきます。

工事名、令和4年度佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事。工事概要、ごみ処理施設機能の延命化及び二酸化炭素排出削減に係る既存設備・機器の更新及び改良工事等(設計施工一括方式)。契約方法、総合評価方式一般競争入札による落札者との契約。契約金額、31億6,800万円(内消費税2億8,800万円)。契約相手人、大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号、近畿工業株式会社 代表取締役 田中恒良。工期、議決日の翌日から令和7年3月31日。

提案理由。本工事を令和4年11月8日入札執行し、上記業者が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐々町条例第22号）第2条の規定により、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

それでは、添付しております資料をもとに、引き続き内容のほうを説明させていただきます。

総務厚生委員長のほうから詳細な御説明をいただきましたので、一部重複する点もございますが、よろしくお願いいたします。

まず、1ページでございますけれども、先月11月8日に開催しました第2回総合評価審査委員会における審査結果の資料になっております。

本工事の入札については、総合評価方式の一般競争入札でございましたが、最終的な参加事業者は1社でございまして、11月8日、当該事業者の入札執行及び工事提案内容のプレゼンテーションが行われ、審査を行っております。

審査内容としましては、技術評価として、次の2ページまでにわたりますが、技術的要素から経済的要素まで5つの評価要素、要素別にそれぞれございますが、全部で26の評価項目、それから、資料2ページの下段になりますが、入札価格の価格評価まで、外部の学識経験者2名を含む6名の審査委員にて審査採点を行いました。

次の2ページを御覧ください。

ページ右下に黄色に網掛けをした箇所が3か所ございますが、一番上の技術評価得点は、事業者から提案された工事内容等を6名の審査委員がそれぞれ審査採点した得点の平均値で、350点満点中289.83点の得点。その下、価格評価得点は、算式を載せておりますが、あらかじめ入札条件書で公告した算出式に基づき、機械的に算出した点数になります。

算出される点数は、予定価格と比較して、入札金額が低額であるほど高い得点となり、入札金額が予定価格に近ければ低い得点となるもので、150点満点中9.20点の得点。一番下が技術評価得点と価格評価得点の合計となる総合評価得点で、500点満点中299.03点の得点結果となっております。

審査結果の総括としましては、評価得点を見ていただいても分かるように、技術評価のほうでは、町が公告しました要求水準を十分に満たした提案がなされており、8割を超える高い得点となりましたが、価格評価では、予定価格32億2,740万円に対し、契約予定金額31億6,800万円の入札で、その差額が5,940万円でありましたことから、価格評価得点については低い得点となっております。

次に、資料の3ページを御覧ください。

事業者から提案された現時点における基本計画工程（案）になります。契約期間は本契約の締結後、令和7年3月31日までの約2年4か月、うち実工期を、令和5年4月から約24か月で計画しており、令和7年4月1日の供用開始を予定しています。

今年度中の工程としましては、実施設計で施設現状の詳細調査、設計協議等を行い、年度末頃には、現場事務所の設置や工事に向けたダイオキシン対策等の準備工の着手を予定しております。

本工事については、まず、令和5年4月から2号炉の工事に入り、令和6年2月には2号炉の工事を終え、試運転等を行う予定です。その後、令和6年3月から1号炉の工事に移り、令和7年1月には1号炉の工事を終え、令和7年2月には性能試験の実施を予定しています。

なお、本工事については、当初、灰溶融炉の撤去、共通設備機械等の更新改良工事にあたり、今年度11月中旬から来年3月末まで、約4か月半の休炉を伴う計画としておりましたが、発注方式の変更等によるスケジュールの変更もあり、今年度中の休炉は行わず、継続して焼却処理を行うこととしております。

また、本工事では、アドバイザリー、CM業務を入れておりますが、その中で長期間の休炉を行うことなく、2炉ある焼却炉のうち1炉を稼働させ、片炉運転でごみ処理を継続しながら

工事することも可能というアドバイスを受け、要求水準書を決定する中で、当初の工程を一部見直し、長期間の休炉、外部排出処理を行わない計画としております。

なお、片炉の工事中、稼働中の片炉が故障し、予定外の休炉、外部排出処理等が必要になる可能性もございます。その際に発生する費用については、工事事業者が負担することとなっております。

なお、本工程は現時点における事業者から提案された内容となりますので、今後、施設現状の詳細調査、実施設計協議等に変更となる可能性もございます。その際は、都度、所管委員会を通じて、議会へも御報告させていただきたいと考えております。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。

本工程における撤去工事の一部を現状の施設図面へ落とし込んだ資料になります。

資料中央付近に表示しております緑色の網掛けをした部分が、撤去する灰溶融炉等の機械設備になります。また、図面に載せておりませんが、前処理施設関係で撤去する主な設備については、ページ右側に名称と数量だけ載せております。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。

本工程における主要な新設・更新・改修箇所を図面に落とし込んだ資料になります。

黄色の網掛けが新設、赤い網掛けが更新、青い網掛けが改修の箇所となっております。

御覧になっていただいで分かるように、今回、主要な機械設備のほとんどを更新する工事となっております。こちらも前処理施設関係で改修・更新する主な設備については、ページ左側の上、それから下のほうに名称と数量だけを載せております。

続きまして、別冊で本工程の契約書案を追加資料で提出させていただいております。

契約書原本につきましては、要求水準書や設計図書等を含み、相当なページ数、厚みになり、複写する際に不明りょうになる部分がございますので、押印前の契約書、約款部分のみを抜粋した資料とさせていただきます。

1ページを見ていただきまして、3の工期の月年月日が空欄になっておりますが、本議案を承認いただきました際には、議決日の翌日を記入予定です。

6の契約保証金についても空欄になっておりますが、原本は財務規則第80条第1項第1号の履行保証保険証券の提出による免除となっております。

ページ下のほうにあります仮契約日については、令和4年11月24日に落札業者の決定、公表を行っており、その1週間後となる令和4年11月30日となっております。

その下の本契約日については、本議案の承認をいただきました際には議決日を記入予定です。

それから、契約書の18ページを御覧ください。

中段の第41条、継続費又は債務負担行為に係る契約の特則ということで、支払いの限度額等の規定をした条項になります。

第1項で各年度の支払限度額、第2項で出来高予定額、第3項で前払金の限度額を定めておりますけれども、考え方について御説明しますと、順番が前後いたしますが、第2項の出来高予定額、こちらが契約予定金額31億6,800万円の令和4年度から令和6年度まで、各年度ごとの出来高予定額ということで、事業者側から参考設計図書の見積り資料として提示された額になります。

第3項が、その出来高予定額に対する前払金限度額となりますが、令和4年度は設計のみで、出来高予定額の30%、令和5年度、6年度は工事のみで、出来高予定額の40%の額としております。

第1項が前払金を含む各年度ごとの支払限度額となり、令和4年度と令和5年度は出来高予定額の90%の額とし、完成年度となる令和6年度は残る全額となっております。

なお、申し上げた率でそれぞれ割り戻しますと、記載した金額と若干差が生じますが、万円未満の端数調整の関係で差が生じるものでございます。

以上が資料の説明になりますが、本工事は町の4大事業の一つでございまして、事業費も大きく、工期も複数年度にわたり、また、住民生活にも直結した大変重要な事業でございます。

年度当初、私どもの計画、事前の準備等が不十分な点があり、請負事業者の決定、契約締結議案の提出まで、当初の予定より時間を要してしまいましたが、令和7年4月1日の供用開始に向け、今後、町事業者、関係機関としっかり連携協力を図りながら、円滑、適正に事業を進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

それでは、いくつか質問をお伺いさせていただきたいと思えます。

1点目は、今非常に物価高騰が激しい時期であります。こういう中で、この物価高騰が今後も起きるのではないかと、続くのではないかとという見通しも示されておりますので、こういう中で、今後、いわゆる物価高騰が続いたときに、工事単価が、工事の価格が変動するとか、工事価格が大きく変動する場合どのように対応するのが1点目と。

それから2点目は、先ほど来、休炉の期間が非常に短くなったというようなお話がありましたけれども、休炉の計画等もあるわけですが、一つは、町民の負担がどのようになるのかと、この工事の期間、いわゆる利便性としては大きな問題は生じないのかということが1点。

2点目は、いわゆる財源の問題というか、町民の、いわゆる一般財源からの支出というのは最終的にどうなるのかということ。

3点目は、今回は長寿命化ということですから、これまで各年度ごとに相当額の修繕費を計上してきた炉でございますので、この炉の修繕費等については、今後は軽減されるのかですね。さらに、今後の改修、長寿命化をして、その後、何年ぐらいを使用するのか。その後の改修計画っていいですか、その後更新するのか改修するのか、そういったところの見通しについてどうなのかということが3点目。

4点目は、いわゆる環境対策の問題で、そもそも今回の工事によって、先ほどダイオキシンのお話しなんかもありましたけれども、町の環境対策というのはどのように前進するのか、この4点について、まず質問させていただきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず価格についてなんですけども、価格については、今回入札がありました契約予定金額のほうは31億6,800万円となっておりますけども、こちらの額で、令和7年4月1日供用開始に向けて変動することなく工事が行われるということで計画しております。

それから、2点目の休炉の期間についてでございますけども、説明の中でも少し触れさせていただきましたけども、1炉の工事中は、もう1炉のほうを動かしながら、ごみ処理を継続しながら工事を行うということで考えておりますので、住民さんのごみの搬入、それから収集については現状どおりさせていただく予定にしております。

また、工事中に動かしているほうの片炉のほうは、緊急で休炉、それから外部排出処理が必要になった場合も、通常どおり収集、それから搬入についてもさせていただくような方向で予定しておりますので、住民さんのごみ出し等には支障がないものということで考えております。

それから、財源等について御質問がありましたけども、令和6年度までの全体的な事業費の中で交付税措置等も含めた最終的な一般財源の所要額としましては、約18億7,000万円の支出を予定しております。

それから、今後の修繕等の費用についてでございますが、ごみ処理施設ということで、定期的に点検する必要がある機器等もございます。そこに係る費用というのは、現状と変わらない費用がかかってくるわけではございますが、今回、施設のほうが新しく、主要な設備がほとんど新しくなってしまうので、修繕ということで現状かかっている費用は大きく軽減されることになり、また、本工事の契約については、竣工後2年間発生します消耗品、それから修繕等につきましては、事業者の負担で行っていただくことになっておりますので、竣工後2年間は費用が発生することがないということで考えております。

環境面での改善というようなところで御質問がございましたけども、施設の今回の工事の目的の一つであります二酸化炭素の排出削減ということでは、現状と比較して64%の排出削減が図られるということで予定しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

それから長寿命化、その後の使用期間。今後の使用期間ということが、保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

すみません、御回答が漏れておりました。一応今回、長寿命化で15年の施設の稼働の延命化が図られたということで考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（10時30分 休憩）

（10時32分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

代金の価格変動等に対する対応につきましては、契約書をお配りしております追加資料の契約書12ページ、こちらの第26条、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更というこちらの規定に基づいて対応する予定としております。

以上です。（永田議員「内容を説明してほしいと。この内容を説明してほしいと。概要で構わないので。」）

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

(10時33分 休憩)

(10時49分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険環境課長。

保険環境課長(宮原 良之 君)

お時間をいただきまして申し訳ございません。

今お手元に、国交省のほうが出しております資料のほうを参考としてお配りしております。物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用とした資料になります。

こちらの内容というのが、第26条のほうで規定させていただいた内容を解説したような資料ということになっておりますが、概要を申し上げますと、工期内で請負契約の締結の日から12か月を経過したのちに、こういった物価変動等による請負代金が適当でないというような申し出が受注者のほうからあった場合には、受注者、発注者との協議により、その変更というのを協議するということになっておりまして、その変更については議会のほうにも協議をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

先ほど15年ということでお話がありました。その後どうなるのかというお話もありました。やはり今、させば広域都市圏の中で話し合っていますけど、10年後について協議をするということで、佐世保市さんとも協議の中に入っているわけがございますけど、やはり町としましては、二、三年後でもずっと協議をやりながら、それならそろえて、やはり広域都市圏でやってもらうようなお願いをしたいと考えておりますので、その後について、やはり広域でお願いをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

なかなか理解しにくいんですけども、先ほどの課長のお話の中にあつた、第26条の第6項にあります、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。」というふうになっています。

この急激なインフレーション、デフレーションというのはどの程度のことを言うのか。例えば、今、ことし令和4年度は、大変急激に物価上がっていますね。これは急激なインフレーションに当たるのか。これは、そういう解説は特にないわけですよ。だから、これは、僕らが読んでも分からないわけです。だから、そこを説明していただきたい。要するに物価が上がったら、その分については協議をしますとかって言っているけれど、じゃあ、そのときに国がその分を引き受けてくれるのか、そういう制度はあるのかということについて、少し説明していた

だきたいと思うんですが。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（10時53分 休憩）

（10時58分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
総務理事。

総務理事（山本 勝憲 君）

物価高騰に伴うスライド、インフレ等のスライド条項の件でございますけど、実際具体的に何パーセントになったらどうこうなるというような形はございません。

国のほうのマニュアル等もそこまでは書いてございません。現実問題として、一般的に公共工事につきまして、この契約のここの条項を適用するという部分につきましては、国等のほうから、この期間について適用を検討するというような通知がきたということで記憶しておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

じゃあ、2問目の続きということで。先ほどの今のお話でありますと、要するに天変地変や等々のことがない限り、そんな急激なインフレーションというのはそういったものを想定しているのかなということ、そういうのを想定しているものというふうに理解しました。

それで、その際には、国からの何らかの対応というのは行われるであろうということを見込んで、こういう契約を結びましたということで理解いたしましたが、そういうことでよろしいかというふうに思います。

あわせて、そもそも今回の契約といいますか、この工事については、当初のいわゆる長寿命化、あるいは建替え等々のその検討の段階からすると、想定した予算を大幅に超過してきたという経緯がございます。その際に、私は議会でも調査に行ったりということがありましたが、例えば、トンネルコンポストなどの様々なほかの方式への転換ということも検討すべきではないかということも申し上げてきましたが、まあ合意は得られずに、このような形で、不可欠の工事であるから、町民生活に不可欠のインフラであるから、これは進めるんだということで進んできたという経緯がございます。そういう点で、大変残念ではありますが、そういう形で進んできたいということと、ただ、その経費が、当初の計画からすると大変大幅に膨らんできたということがございます。当初の計画の、私の記憶では2倍以上の金額になっているのではないかというふうに、当初の想定の2倍以上になっているのではないかというふうに思います。その際に、やはりこのことについては、なぜこのように高くなったのかということについては、契約の前後で構わないと思うんですけども、町民の皆さんにきちんと説明が必要ではないだろうかということも申し上げておきたいというふうに思います。

とりあえず以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

7番。

7 番（永安 文男 君）

私は、まず、クリーンセンターの機器の老朽化、施設の経年経過で、いつ停止してもおかしくないという状況の中で、早く対応しなきゃいけないという一般質問もした経緯があるもんですから、これで具体化になってくるということは、大変安堵しているところでございますので、やっぱり早急にこれが進められれば、住民の心配事がなくなるということである中で、ただ、ここのいろんな問題を住民にその都度知らせながら、チラシとかそういうふうな説明等を、今、業者との契約関係については、今、同僚議員から質問があったり、アドバイザーの指導を受けながらそういうふう構築されているということで分かるんですので、そういうことについては、私はちょっと別にして、現実的な、具体的な話をちょっとお尋ねして、3点ほどお尋ねしたいというふうに思います。

まず、11月25日に総務厚生委員会で同じような説明というか、そういうふうな進捗状況の説明があった中で、きょう資料が出ている分とちょっと違う点が、今、先ほど担当課長から説明がありましたけれども、そういうふうに、更新、修繕したりするところの列記を図面の中に入れてくれているわけですね。四角囲みの右に。そして、11月25日のときには、それが全然、報告の時になかったんですよ。それで、私も自分たちで、ここここがこういうふうになるんだなっていうふうにしなごう図面を見たんですけど、なかなかちょっと分からなかったもんですから。だから、そういうところの具体的な説明を再度お願いしたいなど。報告ですので、あんまりいろんな質疑が、担当委員会ではできない状況のある中で、こういうふうなときに、先ほど課長から説明があったように、住民に直結するこういう問題だから、早く対応しなきゃいかんということももう転々にあるわけですけども、その直結した状況の中から、一つずつ現実的にちょっとお尋ねしたいんですけども。

まず、資料の4ページ。この図面の中に、このプラントの中の四角囲みですべて書いてありますけれども、右側に、先ほど撤去関係で、右側に具体化した項目を入れていただいて、これでよく分かるんですけども、これが、工程表の3ページの上から、溶融炉関係の部分では「撤去」という文字が入っているところがあるですね。何段目かですかね。機械設備のところの溶融炉関係。これが、何しろ溶融炉を撤去するっていう基本的なことということで理解してよろしいのか。それから、当然のことですけど。

それから、その下のほうに、下から何段目かに、「資源・缶ライン機器撤去」と書いてある項目がありますよね。ここの部分は、結局、当然撤去してしまって、あとのその資源ごみ、鉄類関係、缶類関係の部分がどういふふうになるのかという説明はちょっと受けてなかったもんですから。だから、この今、きょう説明があった、その撤去部分の四角囲みの具体的な説明が。まあ、住民が、私どもがごみ捨てに行った時に、以前は缶類関係のピットの中に投入された状態であったのが、ここで撤去というふうになれば、そういうものが完全になくなるというふうに思うんですけど、その後、缶類関係のラインはどういふふうにされるのかということをもたお尋ねしておきたいとします。

それから、2つ目です。維持補修関係というのが1ページに、技術的要素の欄の9、電気・計装設備とか焼却処理性能、この辺の部分のところに維持補修費の削減っていう提案概要の中にあるわけですけども、これが結果的に2ページの5の経済的要素、これの運営経費で維持管理費5,684万4,000円、年に、これが結局、経済的要素として表記してあるんですけど、その辺の関係というのを御説明をいただきたいと思っています。

それと3点目は、現場が、クリーンセンター自体が今までのいろんな所管委員会なんかとか

いろいろな問題をやりとりする中で、部品等の交換、25年経過している関係で、どうしても消耗品とそれからその機械設備関係、そういう状況の中ではもう品物がないというふうな担当の説明があったりした経過の中で、この2年間の部分は、竣工後対応されるというふうにみるんですけども、その後、さっきの4番議員との関係もあるかも分からんとですけれども、その後、何年ぐらいそういうふうな部品調達とかいろいろな問題ができるのかどうかというのも不安要素じゃないかなと思って。その分をお尋ねしておきたいと思えますけれども。

4点目はさっき言いました、いろいろ住民さんに、実際に、現実には直結している問題ですから、こういうときはどうなるんだ、どうなんだという経過ごとに、その時点時点で説明なりチラシ、そういうふうな説明をするつもりがあるのか、その辺の考え方をお尋ねしておきたいと思えますけれど。

以上、4点でお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず、資料の4ページ、それから5ページのほうに、今回、委員会のほうには載せておりませんでした撤去、それから改修・更新の前処理施設関係の分、委員会の際には口頭で説明をさせていただいたんですけども、今回分かるようにということで、こちらのほうで箇条書きになるんですけども、入れさせていただいたところです。

撤去する部分につきましては、更新・改修等で処理が補われるということで、撤去する機器ということになっておりますので、現状していただいている処理がこの撤去によって変わるというようなことはないということで考えております。

それから、維持管理、経済的要素の部分についての御質問でしたけれども、現状の経費よりも維持管理については、若干ですけども安価になってくることが見込まれておりまして、今後、機器の運転状況等にも左右されてくるころにはなりますが、現状の維持管理経費よりも費用のほうは安く抑えられるということで考えております。

消耗品関係、備品関係、機器等についての御質問でございましたけれども、こちらについては、施設の今回延命化というのを15年ということでさせていただきますので、少なくとも15年はそういった機器等、消耗品等は確保していただくということで進めたいと考えております。

住民の皆さん等への周知でございますけども、本契約締結議案の議決をいただきました後に、広報紙、ホームページ、それから協定の関係もございまして、地元の町内会、それから佐世保市さんのほうには御案内のほうを別途させていただきたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

今、説明を受けた中で、そういうふうな状況の中でスムーズにもっていければ、住民の心配がなくなるということで、冒頭で言いましたように、やはりこの問題については、一番早くしなきゃならない問題だというようなことで、再三質問等も繰り返しながら議論を重ねられてきたわけですけども、やはりその中で、金額がかなりの金額ですので、こういう問題については、やはりアドバイザーの専門的知識の中で構築されていると言いながら、もう少し所管委員会の中でいろんな議論を深めていけたらいいかなと今になって思うんですけども、だか

ら、今後、設計、施工、同時にそういうふうな形をもっていくということで、その都度その都度、委員会の中でいろんな問題が発生すれば提案してやっていただければというふうに思いますので、その辺は十分に注意しながら協議をお願いしたいということです。

それで、今、課長からの答弁がありましたことで、私なりの理解の仕方というので確認をさせていただきましたので、ただ、またその都度の過程の中で問題が出てくれば質問させていただきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

2点確認させてください。

関連になりますが、今後の流れということも含めて確認させてください。

設計施工一括発注方式ということで、特殊機器で前進した部分が、責任施工ということで、前進して喜ばしいことなんですけど、長期にわたるもので、この施工監理はどのように考えられているかというポイントが一つ。

次に、委員会でも説明を受けましたが、総合評価方式というところの考え方で、今回、当初の説明、質問の時には2社あって、競争的な形も見られたというふうな報告を受けているんですけど、結果1社のみになったということで、今回、予定価格を開示した中で進められたということについて、果たして良かったのかという部分が、私の中で1点、ポイントとしてあります。

もう一つ、その総合評価方式の価格の部分の加点の在り方、伺っておりました、いわゆる複雑である、工事内容が高度、複雑な場合、価格のみならず入札参加希望者から技術提案を加味してというくだりがあります。価格のみならず、技術提案を含めたところの内容と。しかしながら、この点数の計算の仕方が、いわゆる、町が性能をこのレベルだと、それで、そのレベルの場合の予定価格というところで、端的に言えば、安ければ加算点というか評価が高いわけです。技術提案があって、うちの求めているのが、100の100%として、価格が100とした場合は満点ですよ。そして、技術的に120%、130%の提案をしてきて、価格を105%ぐらいで出した場合、いわゆる減算率というか、企業がこの技術まで提供した中で、減歩を二十何パーセントもして提案をしてきたというときは、はっきり言えば、予定が100なら減点なんですよ。この評価の在り方でよろしいのかなというふうにあるものですから、それは総合評価と言いながら、安ければ加算になると、何か相反していないかと、評価の方式がですね。今後の課題として、そういった総合評価の在り方ということ自体は、執行側が更なる研究をするべきじゃないかというふうに、私自身、今回感じましたもので、今後も大型事業あらわれて進めていく場合には、更なる入札の在り方という部分については、佐々町はあまりにもアナログすぎて前進していないんじゃないかというふうにも感じましたもので、そのポイントについてちょっと確認をしておきたいと。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

施工監理業務についてでございますが、年度当初、コンストラクション・マネジャーを設定させていただく際と同様に、町のほうにはこういった高度、専門的な技術、ノウハウというところで不足がございますので、施工監理についても外部のほうに業務委託ということで、早急

に発注をかけたいというところで考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

2点目で今御指摘と言いますが、総合評価方式の中で採点方法のことを言われたかと思いますけれども、その点については、今後検討させていただければと思っております。

また、最後に、入札方式の佐々町独自の入札方式についても、御指摘をいただきましたので、今後、指名委員会等の中で検討をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

ですよね。施工監理は別途発注されるということで理解しました。

やっぱり、設計・施工一括発注方式、これを万全の施工をしていただくために、第三者による施工監理はやはり必然だと思います。公募によって、まあ、第三者による施工監理ということで、適正に進めていただければというふうに思います。

2点目の総合評価方式ですね、やはり佐々町も初めてしたということで、課題が残った部分は多々あると思いますので、更なる研究、ましてや入札の今後の在り方という部分についても、更なる研究を要するというふうに執行側も認識していただいておりますので、よろしく願いして、今後の業務執行に期待したいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

2点ほどお尋ねします。

今、同僚議員からありましたとおり、評価の5番目に、経済的要素の中に地域振興というのがあるんですけど、そこに「佐々町夏祭り花火大会に協賛」というのは、どのような評価をここに入れられたのか、ちょっと気になったものですから。要するに寄付をしてくれということで、これを評価に入れたのかどうか。そこら辺、どういう意味で入れられたのか。

それからあとは、大型の工事で、前も質問したんですけど、前払金のことですね。資金管理計画の一般会計とか、歳計現金は会計管理者ですけど、基金は税財政課長ですか、管理者となっているんですけども、4年度については前払金は、少額で一千幾らですけども、5年度、6年度はほかの大型事業も、前払金関係が一括で出るような契約になっていくものですから、部分払いについては2回までってなっていますから、2回に分けて出すのか、それか3回に分けて出すのか分かりませんが、一時的に多額の金額を、資金を用意しなくちゃいかんということで、そこら辺の見通しはどのように内部調整なさっておるのか。そこら辺の点を、一般の工事もあるものですから、どのように考えて進めておられるのか、ちょっとお尋ねをしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

評価項目の5、経済的要素の中の地域振興ということで、佐々町夏祭り花火大会に協賛ということで、こちら、業者さんの側から、工事期間中のそういったイベントに対しては協賛ということで協力したいという提案がありまして、各委員の評価については、個別には私のほうも把握できておりませんが、それぞれの委員が御判断いただいて、この平均得点ということになっているというものでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事。

総務理事（山本 勝憲 君）

前金、いわゆる大型事業が続きますので、そういうながらも、財源が交付金とか起債とかでするので、支払い時期にその現金があるかという御心配だと思います。そこにつきましては、今後の大型事業の支払い関係も考えて、しっかり資金計画という部分をさせていただきたいと思っております。現金の実際の出る金額の確保という部分は、しっかり整理させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

とにかく資金については、ここで多額の金額が一時に出ることが今までなかったものですから、極力一時借入はしないように、町民の利益を守るために、そういうことがないように、綿密な計画を立てて進めていただきたいと。

以上、意見として申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第77号 工事請負契約締結の件、令和4年度佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本臨時会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、町長の御挨拶をお受けしたいと思います。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提案を申し上げました工事請負契約締結の件の1件の議案に対しまして、慎重審議をいただきまして、適切な御判断をいただきまして、誠にありがとうございました。

クリーンセンターにつきましては、相当な老朽化も進んでおりますので、設備の機能回復と設備及び機器の保全をスケジュールによって、基幹的な改修事業、改良を行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、県内の新型コロナウイルス感染症につきましては、感染のリスクが高まっており、更なる感染の拡大が予想されておりますため、11月24日に感染の段階が注意報から警戒警報に発令されているわけでございます。本町におきましても、町内の学校において、感染者の報告がなされておきまして、新型コロナウイルス感染症の発熱者が複数確認をされましたので、陽性者が確認された該当学級を感染症抑制のため、1学級については学級の閉鎖を行っているところでございまして、感染された方々の一日も早いご快復をお祈り申し上げたいと思っております。引き続きマスクの着用とか、手や指の消毒、それから3密の回避など、基本的な感染対策を引き続きお願いをしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、一人一人が意識を持って、感染症拡大防止に努めなければならないと考えておきまして、我々としましても、御理解と御協力を重ねてよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、健勝にて健康に十分注意いただきながら、町政の発展のために御活躍をいただきますように、心からお願いを申し上げまして、簡単でございますけど、閉会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

ありがとうございました。

私からも一言お礼を申し上げます。

本臨時会に付されました佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事、慎重な審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほど、課長からもありましたとおり、4大事業ということで、庁舎建設、十八億数千万円、それから、今回の工事で三十一億数千万円ということで、同僚議員からもありましたとおり、多額の佐々町の予算が出ていくわけでございます。

そういうことで、十分に執行においては監理・監督ということをしていただく、間違いのないような工事を進めていただきたいということで思っております。

そこで、私、この場で提案させていただきますけれども、このクリーンセンターの工事が令和5年度、もう4月から始まるわけです。そして、先ほど担当課長からも説明がありましたとおり、改修・新規ということで、ほとんどの中の仕様が変わるということになっております。

そこで私たち議員、町民の代表として、1回、3月から、来年から始まるわけですので、3月まで期間がありますので、1回現地を確認して、そして、2号炉が完成するのが、予定表を

見ておりますと、来年の令和6年1月に完成ということになっておりますので、1回そこら辺のところを確認したほうがいいんじゃないかということで、この場を借りて提案させていただきます。

きょうは本当にどうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

以上で、令和4年12月第3回佐々町議会臨時会を閉会とします。

お疲れ様でした。

(11時30分 閉会)